

毎週火・金曜日発行（但休日に当り、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県水産製品検査条例施行規則の一部改正
- 正 鳥取県会計規則の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- 鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正
- ◇訓令 換地計画の認可
- ◇告示 土地改良区の役員退任及び就任
- 昭和三十五年第三次二等陸、海、空士の募集期間
- 昭和三十五年第二・四半期通信地図の修正測量の終了
- 公有水面埋立免許の失効
- 県営住宅の家賃に関する告示の廃止
- 町営土地改良事業の認可
- ◇雑報 包装細目の改正

規則

鳥取県水産製品検査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十七号

鳥取県水産製品検査条例施行規則の一部を改正する規則

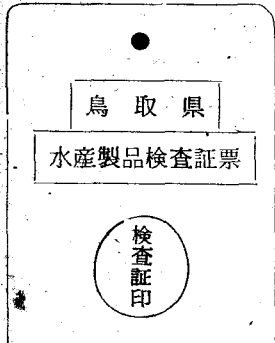
鳥取県水産製品検査条例施行規則（昭和三十五年六月鳥取県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号

検査証票

イ 表面



裏面

受検者
住所
氏名

縦 十一センチメートル
横 六センチメートル

鳥取県水産製品検査証票

受検者
氏名住所



用紙の品質 厚紙
縦 七センチメートル
横 十センチメートル



用紙の品質 薄紙
用紙の寸法 縦 五・八センチメートル
横 五・八センチメートル
円の直径 外円 五・五センチメートル
内円 四・二センチメートル
色 用紙の色は白色とし、円及び文字の刷色は黒色とする。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表一中

「解に指定しない機関を通各機関共

その機関に所属するし、入金を現金で受領し、及び領収証書を發行する事務並びにその機関に所属する歳入歳出外現金を出納する事務

「解に指定しない機関を通各機関共

その機関に所属するし、入金を現金で受領し、及び領収証書を發行する事務並びにその機関に所属する歳入歳出外現金を出納する事務

その機関に所属するし、入金を現金で受領し、及び領収証書を發行する事務

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第

三十八号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項中「本庁」の次に「(特に知事の指定する分室を除く。)」を加える。
 同条第四項中「解長は、」を「解長、解に指定しない機関の長及び特に知事が指定した分室の長は、」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第9号

庁 中 一 般
 各 庫 解
 県 金 庫

鳥取県収入証紙取扱細則(昭和二十八年六月鳥取県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十五年八月二十三日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

第十四条中「解長は、」を「解長、解に指定しない機関の長及び特に知事が指定した分室の長(以下「解長等」という。)は、」に改める。

第十五条中「解長は、」を「解長等は、」に改める。
 第十六条中「解長は、」を「解長等は、」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百一号

北条川土地改良区から申請のあった換地計画について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定により、昭和三十五年八月十八日認可した。

昭和三十五年八月二十三日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年八月二十三日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鷹狩土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 田淵 仙蔵 八頭郡用瀬町鷹狩

〃 下田 康敬 〃

〃 山崎 洋 〃

〃 森田 亀雄 〃

〃 森田 敏行 〃

〃 森田 繁雄 〃

監事 山崎 雄三 〃

〃 竹谷 米蔵 〃

就任した役員の名及び住所

理事 下田 康敬 八頭郡用瀬町鷹狩

千代水土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 森本 貞保 鳥取市安長

〃 木下 信光 〃 秋里

〃 若林 吉蔵 〃 浜坂

〃 奥田 清順 〃 西品治

就任した役員の名及び住所

監事 森本 貞保 鳥取市安長

〃 北風 文市 〃 秋里

〃 若林 吉蔵 〃 浜坂

雑 報

昭和三十三年十二月二十七日鳥取県公報に公示した昭和二十六年四月十日付け法律第四百四十四号農産物検査法第六条第一項に基づく包装細目の七の「」を次のとおり改める。

昭和三十五年八月二十三日

農林省鳥取食糧事務所長 戸谷 幸男

包装細目

七 かます

「」 かます

日本農林規格の穀用かます合格のもの二号かます甲
一等級及び二等級ならびに一号特かます一等級及び二等級のもの織上げ穀用かます合格のもの織上げ一号特かます一等級、織上げ二号特かます一、二等級のもの

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月極 二〇円(配達料共)]